

○豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会設置要綱

平成13年5月18日
告示第52号

(趣旨)

第1条 この告示は、男女共同参画社会の実現のため、豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 この委員会は、豊山町男女共同参画社会づくりプランの原案を作成し、町長に具申することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる10人以内の委員をもって組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町内女性団体代表
- (2) 豊山町職員
- (3) 公募により選出された者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により定める。

(会議の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年11月1日告示第64号)

この告示は、公布の日から施行する。